

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第55号

### 鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成12年鳥取市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

198	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）第7条第1項の変更の登録の申請に対する審査	1件につき 25,060円
-----	--	---------------

を

」

「

198	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）第7条第1項の変更の登録の申請に対する審査	1件につき 25,060円
-----	--	---------------

	検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）第7条第1項の変更の登録の申請に対する審査		
199	国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づく地籍調査の成果の写しの交付	一筆図形の図面 (筆界点座標値を含む。)	1筆につき 500円
		図根点配置図 (図根点座標値を含む。)	1枚につき 500円

に

」

改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。